

運 航 基 準（シープリンセス運航日以降）

酒 田 市 定 期 航 路 事 業 所

目 次

第1章 目 的

第2章 運 航 の 中 止

第3章 船 舶 の 航 行

第 1 章 目 的

〈目 的〉

第 1 条 この基準は、酒田市定期航路事業安全管理規程に基づき、酒田市定期航路事業（酒田～飛島航路）及び不定期航路事業並びに一般不定期航路事業の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運 航 の 中 止

〈発航の中止〉

第 2 条 船長は、定期航路事業において発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10 m/s 以上	波高 0.7 m 以上	視程 500 m 以下
--------------	-------------	-------------

（2）船長は、不定期航路事業及び一般不定期航路事業において、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 8 m/s 以上	波高 1.0 m 以上	視程 500 m 以下
-------------	-------------	-------------

（3）船長は、前号の規定によらず、一般不定期航路事業において総トン数 20 トン未満の船舶で運航する場合、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 8 m/s 以上	波高 0.7 m 以上	視程 500 m 以下
-------------	-------------	-------------

2. 船長は、定期航路事業において、発航前に航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 12 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

（2）船長は、不定期航路事業及び一般不定期航路事業において、発航前に航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

（3）船長は、前号の規定によらず、一般不定期航路事業において総トン数 20 トン未満の船舶で運航する場合、発航前に航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 8 m/s 以上	波高 0.7 m 以上
-------------	-------------

3. 船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

〈基準航行の中止等〉

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により、乗客の船内における歩行が著しく困難となる恐れがあり、又は搭載貨物、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に揚げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に揚げるとおりである。

(1) 定期航路事業における海上模様及び船体動揺

風 速	波 浪
12 m/s 以上（船首尾方向の風を除く）	波 高 2.0 m 以上

(2) 不定期航路事業及び一般不定期航路事業における海上模様及び船体動揺

風 速	波 浪
10 m/s 以上（船首尾方向の風を除く）	波 高 1.5 m 以上

(3) 一般不定期航路事業における総トン数20トン未満船舶の場合の海上模様及び船体動揺

風 速	波 浪
8 m/s 以上（船首尾方向の風を除く）	波 高 0.7 m 以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）が次に揚げる条件の一に達するおそれがあると認められるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

(1) 定期航路事業における周囲の気象・海象（視程を除く）

風速 12 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

(2) 不定期航路事業及び一般不定期航路事業における周囲の気象・海象（視程を除く）

風速 10 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

- (3) 一般不定期航路事業における総トン数20トン未満船舶の場合の周囲の気象・海象（視程を除く）

風速 8 m/s 以上	波高 0.7 m以上
-------------	------------

4. 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

- (1) 定期航路事業における周囲の視程

視程 800 m以下

- (2) 不定期航路事業及び一般不定期航路事業における周囲の視程

視程 500 m以下

〈入港の中止〉

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程500 mまで入港できるものとする。

- (1) 定期航路事業における入港予定港内の気象・海象

風速 10 m/s 以上	波高 0.7 m以上	視程 500 m以下
--------------	------------	------------

- (2) 不定期航路事業及び一般不定期航路事業における入港予定港内の気象・海象

風速 10 m/s 以上	波高 1.0 m以上	視程 500 m以下
--------------	------------	------------

- (3) 一般不定期航路事業における総トン数20トン未満船舶の場合の入港予定港内の気象・海象

風速 8 m/s 以上	波高 0.7 m以上	視程 500 m以下
-------------	------------	------------

第3章 船舶の航行

〈航海当直配置等〉

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置

- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置

〈運航基準図等〉

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航管理図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 運航船舶、漁船等により、通常船舶のふくそうする海域
- (5) 船長が、運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2. 船長は、基準航路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

〈基準経路〉

第7条 基準経路は、運航基準図に記載されたとおり常用基準経路とする。

- 2. 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3. 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたとき、当該経路の安全性について十分検討し必要な助言又援助を与えるものとする。

〈速力基準等〉

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

- (1) 定期航路事業及び不定期航路事業並びに一般不定期航路事業

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	7.00ノット	600rpm
港外	微速	16.00ノット	1,310rpm
	半速	23.00ノット	1,780rpm
	全速	30.00ノット	2,180rpm
航海速力		20.50ノット	1,680rpm

- (2) 一般不定期航路事業における総トン数20トン未満の船舶の場合

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	7.00ノット	900rpm
港外	微速	9.00ノット	1,200rpm
	半速	15.00ノット	1,500rpm
	全速	23.00ノット	2,000rpm
航海速力		16.50ノット	1,650rpm

２．船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

３．船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。
〈船長が甲板上の指揮をとるべき海域等〉

第 9 条 船長は、法令に定めるとき及び必要な場合は、甲板上にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

〈通常連絡等〉

第 10 条 船長は、出航後 40 分後に、運航管理者あて次の事項を連絡しなければならない。

連絡事項

- ① 現在時刻
- ② 現在位置
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

２．運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事情が生じたときは、その都度速やかに連絡しなければならない。

〈連絡方法〉

第 11 条 船長と、運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

（１）定期航路事業及び不定期航路事業並びに一般不定期航路事業

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
（１） 通常の場合	酒田市定期航路事業所	船舶電話
（２） 緊急の場合	酒田市定期航路事業所	船舶電話

（２）一般不定期航路事業における総トン数 20 トン未満の船舶の場合

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
（１） 通常の場合	酒田市定期航路事業所	衛星携帯電話
（２） 緊急の場合	酒田市定期航路事業所	衛星携帯電話

〈入港の連絡等〉

第 12 条 船長は、着岸 15 分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- （１） 着岸予定時刻
- （２） 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

２．前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- （１） 着岸岸壁の使用船舶の有無
- （２） 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状態
- （３） 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの風向、波高）及び潮流（流向、流速）
- （４） その他操船上参考となる事項

附 則

この規程は、公布の日から適用する。